

令和5年度

第12回 佐々町農業委員会総会議事録

令和6年3月25日（月）

佐々町農業委員会

令和6年3月 第12回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和6年3月25日(月)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和6年3月25日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子 君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君
13	坂本 真澄 君	推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
推進委員	辻 正人 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	係長	鮎川 稔 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	濱野 卓也 君	9	松本 隆治 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書（計画変更）について（3件）

(4) 審議事項

議案第40号 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

(5) 協議事項

○農業経営改善計画認定に係る意見聴取について（1件）

○令和6年度最適化活動の目標の設定等【案】について

(6) その他

①4月定例会の日程について

②その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第12回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに寶持会長から御挨拶をお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中に皆様御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この時期特有、三寒四温ということで、週変わりに気温が上がったり下がったりしております。また、菜種梅雨に入り、山桜のほうも咲き始めており、春の訪れを知らせてくれております。

春になりますと、いよいよ水稲だったり野菜等の作付の準備が始まるわけですが、季節の変わり目は体調を崩しやすいときでもございますので、十分体調を管理されて、農作業に従事させていただきたいと思っております。

本日は令和5年度最後の総会になります。本日も議事が円滑に進行しますよう、皆様御協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は13名です。最適化推進委員は4名です。辻委員から欠席届の提出がっております。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長にお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、6番、濱野委員、9番、松本委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号一時転用届出書（計画変更）について、事務局から報告をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは資料の1ページからになります。

今回、報告事項3件ということで、1ページからと、4ページからと、7ページからと3件分提出がっておりますけれども、内容は全て同じものとなりますので、説明のほうは一括してさせていただきたいと思います。

まず、資料1ページ目、一時転用届出書（計画変更）です。

目的としましては、西九州自動車道4車線化事業に伴う架設施工ヤード及び表土仮置場として使用するためとなっております。

農地の所在地なんですけれども、須崎免字下須崎〇〇〇〇、地目が田、面積が1,333m²、農地一時転用面積が315m²となっております。その下に工事期間ということで、2段書きになっておりますけれども、もともとが令和5年4月1日から令和6年3月31日までの12か月間でしたが、こちらが令和6年4月30日までの13か月間となっております。

資料2ページに、計画変更の理由ということで記載がありますけれども、令和6年2月の降雨に伴い、生コンクリート打設等ができず、現地施工が遅延したためとなっております。

次に、4ページをお願いいたします。

目的等は同じものとなりますので、省略をさせていただきまして、農地の所在地が、須崎免字下須崎〇〇〇〇、地目が田、面積が2,587m²のうち、一時転用面積が996m²となっております。転用期間等は同じものとなりますので、省略いたします。

最後に、7ページをお願いいたします。

農地の所在地なんですけれども、須崎免字須崎〇〇〇〇、地目が田、面積が951m²のうち一時転用面積が398m²となっております。

次に、資料10ページをお願いいたします。

航空写真をおつけしてございまして、真ん中の青く囲まれているところ3枚、こちらが今回この一時転用が出されている農地の分となります。ちょっと分かりづらいんですけれども、四角で囲まれているところを、町道赤崎線と西九州自動車道が交錯するところの場所ということで、11ページと12ページに現況写真をおつけしております。

写真といたしましては、今回が一時転用面積が1枚丸々ではなくて一部になりますので、一時転用されていないところの耕作状況等の写真ということで、田んぼを中心におつけしております。

それから、資料の14ページをお願いいたします。

借地計画の平面図と計画図ということで、右上のほうの図面になるんですけれども、こ

ちら、今度はすみません、赤くラインが引かれているところが現在四車線化に向けて工事されているところと、青がもう既に今走っている西九州自動車道になりますけれども、その斜めのほうに走っているのが町道赤崎線になります。この赤く囲まれているところが一時転用の面積ということで、農地のそれぞれ一部を転用して、先ほど説明しました目的のとおり、工事に係る資材置場等で利用をしているという状況となります。

報告1号につきましては、説明は以上となります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして何か御質問はありませんでしょうか。7番。

7番（荒木 武士君） 7番の荒木です。よろしくお願いします。

以前、森の木で借りた場合、土地を借りて、また戻した場合、ちょっと苦情があったそうです。その苦情を借りた人が、また苦情を聞いてやらすかを、ちょっとそのところを確認したいのですが、よろしくお願いします。

苦情というか、何か土地の跡が悪い、ちょっとちゃんとしてもらっとらんということの苦情があったとですよ。それで、その後、苦情があった場合は、ちゃんとその後、最後までしてもらえるかということを確認したいという話です。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 係長。

事務局係長（鮎川 稔君） ただいまの7番委員さんからの御質問になりますけれども、すみません、説明では省略といいますか、説明しておりませんでした。今回の資料の3ページ、6ページ、9ページと、それぞれ確約書というのをおつけしております。

この確約書の内容が、もう記載のとおり、工事期間中は安全管理、維持管理に努め、工事終了後は速やかに現況復旧いたしますという確約書となっております。

この確約書に基づいて、一時転用になりますので、もちろん、元に戻していただくというところは当然なんですけれども、その戻す程度についても、ちゃんと地権者さんのほうと十分に話した上で復旧をしてくださいということで、事務局としては説明をしているところです。

以上です。

7番（荒木 武士君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ほかに何かございませんでしょうか。——ないようですので、以上で、日程3、報告事項を終わります。

次に、日程4、審議事項に入ります。

議案第40号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料16ページをお願いいたします。

議案第40号農用地利用集積計画の承認についてで、今回は所有権移転となっております。16ページの読み上げをさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改正により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求め。令和6年3月25日となっております。

内容につきましては、資料17ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画書になりますけれども、まず、所有権の移転を行う者、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。土地の所在が、佐々町神田免字京仙〇〇〇〇、地目が田、面積が618m²です。権利の種類が所有権移転となっております。

備考になりますけれども、こちら令和5年3月14日のあっせん申出が出ていた分になります。

資料18ページをお願いいたします。航空写真をおつけしております、真ん中よりも左上の青く囲まれているところ、こちらが今回の所有権移転の該当農地となります。

今回審議ということで、皆様に御審議いただいた結果、承認されましたら、公告を経て、こちら、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの売買契約というふうに進んでいく形になります。

説明は以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

それでは、あっせん委員から経過報告等をお願いいたします。6番。

6番（濱野 卓也君） 今回のあっせんの経緯についてお話しいたします。

あっせん申出が出た農地が神田、田原ということで、〇〇〇〇さんのあっせん申出農地の隣を耕作していらっしゃる方、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんと、またほかに神田の田原の耕作者2名の方にお声かけさせていただきまして、〇〇〇〇さんのほうから前向きな返事がありまして、協議と交渉を重ねた結果、あっせん売買法に至っております。

以上です。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

皆様のほうから何か御意見、御質問はありませんでしょうか。8番。

8番（北川 英明君） 8番の北川です。これは、話は前ちょっと聞いたんですけども、うちに買ってもらえんじやろうかということで、濱野さんのほうから昨年来たんですけども、私はちょっと無理ばいってということになったんですけども、今回〇〇〇〇さんが買われるということになったんですけども、正式に土地の面積ですかね、多分ここやろうっていうぐ

らいな畔ば作ってあるんですよね。そやけん、そこら辺をしっかりと確認して売買をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 今の8番委員さんからのお話ですけれども、今から契約取り交わし等ということで、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとも、まだ事務局としてはお会いしてお話をしていくところになりますので、今のお話も〇〇〇〇さんのほうにはつないでおきたいと思います。

以上です。

会長（寶持 雅祥君） よろしいでしょうか。ほかに何か御意見等ございますでしょうか。——それでは採決を行います。

議案第40号について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することといたします。

以上で、日程4、審議事項を終わります。

次に、日程5、協議事項に入ります。

農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料19ページからお願いいたします。

資料19ページが農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてということで、佐々町長のほうから農業委員会会長宛てに出されている依頼文書のががみとなります。

下のほうに書いてありますが、申請者は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの御夫婦になります。営農類型が施設野菜（ミニトマト）となっております。

では次に、改善計画についての説明をさせていただきます。資料21ページをお願いいたします。

農業経営改善計画認定申請書となります。申請者は先ほど説明したところですので、省略をさせていただきます。

次に、改善計画の内容なんですけれども、営農類型としましては、現状が施設野菜、そして右側が目標、目標が5年後の2029年になるんですけれども、目標も施設野菜となっております。

次に、農業経営の目標なんですけれども、現状が年間所得384万円、目標が450万円、年間労働時間が現状が2,704時間、目標が2,000時間となっております。

その下の農業経営の規模拡大に関する現状と目標なんですけれども、現在がミニトマト、作付面積が32a、生産量が38.4トンとなっております。ミニトマトのみとなっております。

りますが、目標がミニトマトの作付面積が32aと面積は変わらないんですけれども、生産量が45トン。それからイチゴのほうですね、新規で始められまして作付面積が13a、生産量が5.2トンとなっております。

それから、その右側のほうに(2)番であるんですけれども、関連附帯事業といたしまして、イチゴ観光農園を立ち上げるといいますか、開始される予定となっております、その目標といたしまして1,000万の売上げを目標とされていらっしゃると思います。

次に、22ページをお願いいたします。

農用地及び農業生産施設になるんですけれども、まず農用地が、所有地はございません。借入地が、現状で田んぼが57.8a、こちらが目標では75.4a、それから畑のほうも現状、目標ともに7.3aとなっております。経営合計面積で現状が65.1aから目標では82.7aに拡大をする予定となっております。

また、農業生産施設でも、ハウスが現状3棟の3,200m²とありますが、目標では4棟の4,500m²、倉庫は現状、目標ともに変わらず1棟の54m²、それから店舗を、今はございませんが、目標で1棟の25m²、面積の合計としまして4棟の3,254m²が現状で、目標が6棟の4,579m²となっております。

生産方式の合理化に関する現状といたしまして、ミニトマトのほうにつきましては面積は変わらないんですけれども、単収向上による所得拡大、それからイチゴ観光農園による経営規模の拡大となっております。

最後に、参考となりますけれども、経営の構成といたしましては、こちら御夫婦でされていらっしゃるんですけれども、現状が〇〇〇〇さんのほうが、2,704時間から見通しでは2,000時間となっております。奥様の〇〇〇〇さんのほうも、現状が2,432時間から1,068時間と従事時間の減となっております。

雇用者につきましては、現状が常時雇いがお二人なんですけれども、こちらイチゴの分の観光農園等がございますので、7人に増やす予定となっております。

23ページのほうが生産方式の合理化に係る農業用機械の取得計画といたしまして、2トントラック、ベンチトラクター、冷蔵庫、電照となっております。

説明につきましては以上となります。

会長(寶持 雅祥君) ありがとうございます。

この件につきまして、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。よろしいですか。(「異議なし」の声あり) それでは、異議なしとして農林水産課へ回答いたします。

次に、令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について、事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料の24ページからになります。令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）としているものです。

まず、農業委員会の活動といたしまして、農地の集積や遊休農地の解消、新規参入などの促進など、農地利用の最適化活動を行うこととなっております。そして、その活動の見える化ということで、その年の目標を3月に設定をいたしまして、4月末までに公表することとなっております。

24ページからの分が事務局のほうで作成をした内容となりますので、その内容について説明をいたします。

まず、24ページにつきましては、農業委員会の状況や農家や農地等の概要となっております。各項目の下のほうにあるんですけども、こういった概要等は農林業センサスですとか、耕地及び作付面積統計のほうの数値を持ってきているものとなっております。

次に、25ページをお願いいたします。

25ページにつきましては、最適化活動に係る現状と課題、それから目標を記載しております。

まず、1番の農地の集積になるんですけども、現状といたしましては集積率が29.9%となっております。こちら目標なんですけれども、目標のほうが令和12年度といたしまして、単年での新規集積面積を20haと目標をしております。そして今年度末の集積面積、累計面積が118haということで、6年度末時点での集積率の目標といたしましては36%となっております。

次に、遊休農地の解消なんですけれども、こちらが、この面積が令和3年度の利用状況調査での遊休農地面積ということで、こちらも24haとなっております。

それから、26ページのほうになるんですけども、新規参入の促進といたしまして、令和3年度からの3か年につきましては、新規参入者についてはいない状況となっております。

それから、2番の最適化活動の活動目標なんですけれども、こちら1人当たりの活動日数といたしまして、月8日と設定をさせていただいております。この活動日数の決め方なんですけれども、こちら、国からの通知では、農業委員会系統組織における統一的な取組として、地域の実情を勘案しつつ決めるようになってはいるんですけども、こちらは、県内でも基本的にはもう8日以上が設定されております。なので、本町でも月8日ということで設定をしているところです。

それから、(2)番の活動強化月間の設定目標といたしましては、全部で3回を設けております。内容は、3月、4月と9月、10月については農地の集積ということで、こち

らが、この時期がちょうど期間満了を迎える契約が多いということもありまして、継続での更新ですとか新規設定に向けて、農地所有者や担い手の方への意向活動を実施をしていきたいと思っております。

また、令和7年度からは、この貸し借りの方法が農地中間管理機構にもう一本化されることともなっておりますので、今は基盤強化法で契約をされているところも、この更新のタイミングに合わせて、農地中間管理機構への切替えの推進も行っていきたいと思っております。

それから、8月、9月が遊休農地の解消といたしまして、利用状況調査と利用意向調査となっております。こちらは記載のとおり、農地パトロールについては毎年行っているところなんですけれども、あと利用意向調査の確実な回収ということで目標に掲げさせていただいております。

3番の新規参入相談会への参加目標につきましては1回ということで、現時点ではどの会議というところは具体的な想定があるわけではないんですけれども、新規就農相談会の折に参加をしていきたいということで目標に掲げさせていただいているところです。

こちらは、先ほども説明しましたとおり、目標の設定ということが今月中に設定をして、それから4月末までに公表ということで、本来であれば、まず令和5年度の実績はどうだったのか、だから令和6年度にこういう目標をしましたというほうが、分かりやすいは分かりやすいんですけれども、先ほど説明しましたとおりで、逆に公表のほうが4月中に総会などで実績をまとめて5月末までに公表と、ちょっと実績のほうが一月遅れで進むものですから、先に目標を掲げさせていただいているということになります。

なので、令和6年度につきましては、この目標を達成できるように活動の充実を図っていきたく考えているところです。

説明は以上です。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。皆さんのほうから何か御意見、御質問はありませんでしょうか。よろしいですか。——ないようですので、令和6年度は案のとおり目標を設定することといたします。

以上で、日程5、協議事項を終わります。

次に、日程6、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、事務局から2点ほど説明をさせていただきます。

まず、1点目なんですけれども、4月定例会の日程についてです。

五役会を4月17日水曜日、時間が13時30分から、会場が役場の2階会議室で予定をしております。

続きまして、総会なんですけれども、すみません、会場の都合と事務局長の会議の都合がございまして、4月24日か25日、どちらかで総会の日程を決めさせていただきたいと考えております。

時間は13時30分から、会場が役場3階第1会議室、この会場となります。時間と会場は変わらないんですが、日にちが先ほども言いましたとおり、24日か25日かというところで、こちらが定例の教育委員会との兼ね合いもございまして、定例の教育委員会が、すみません、定例会があしたということで、あしたにならないと教育委員会としても答えが出せないということで、その回答を待たないと、こちらの日程が決め切れないということで、なのであした以降であれば決めることができ、御報告することができるんですけども、取りあえず24日か25日どちらかということで、もし早めにどちらか聞きたいということであれば、事務局のほうにお問合せいただければ、あしたの午後以降であれば、お答えはできるかと思います。

すみません、総会の日程がこんなふうにしっかり定まらないところでの御報告となりまして、申し訳ございません。

それから、2点目になるんですけれども、本日お配りしました資料の活動記録簿のつけ方という、このちょっと冊子で説明をしたいと思います。

こちらが、令和4年4月に全国農業会議所というところが作った資料になるんですけれども、今までこちら事務局のほうからは、最適化活動のために活動記録簿をつけましょうということは再三お願いをしてきたところなんですけれども、こちらが、この活動記録簿が結果何になるのかといいますと、国からの交付金で最適化利用交付金という交付金もございまして、そちらについては農業委員さん方々への活動に対しての上乗せ報酬ということで、能率給ということで今まで配分させていただいていたところなんですけれども、その配分するための根拠といたしまして何があるのかというのが、根拠となるものがこの活動記録簿となります。

で、ちょっと改めてインターネットで探して、結構分かりやすいなと思ったので、改めて皆様に配付をさせていただいたところになるんですけれども、ちょっとページ番号を振っていないもので、まず表紙をめくっていただいて、初めにとあるんですけれども、こちらは活動記録をつける意義ということで3点ありまして、そのうちの2番が今、私が説明をしたところでもあるんですけれども。

また、先ほどの協議事項の最適化活動の目標の設定にもありましたとおり、今、農業委員会の委員さんたちの活動の見える化というのがありますので、こういった活動記録簿をつけることで、こういった活動をしたっていうのを、それを外部の方に出すわけではない

んですけれども、こういう活動をしているんだよっていう記録づくりのためにも、活動記録簿のほうをつけていただきたいと思います。

この活動記録の記入について、①というのは飛ばさせていただいて、その裏面が活動記録の記入について②となっているところですね、御記入いただきたい項目というところで、赤枠になっているところは必ず記入をしてくださいと、黄色のところは可能であれば記入、緑は事務局でフォローとあるんですけれども、ここの右側のところに書いてありますとおり、どのような活動をされたのかというのは、実際に活動された委員の方しか分かりませんので、その内容もきれいな文章で残す必要はございません。もうメモ程度の内容でも構いませんので、書いていただくようお願いをしたいと思います。

それから、③番の活動の分類については、説明はちょっと省略をさせていただきますので、後もって読んでいただければと思います。また、その裏の④についても省略をいたします。

参考のところ、記録簿の記帳を徹底するためということで、委員の皆さんからはこんな声ということで書いてありますけれども、書き方が分からないですとか、これは農業委員としてじゃなくて個人的にやったことだからとかあってあるんですけれども、もちろん、これは農業委員さんとしての活動ではないなというふうに事務局のほうもチェックはしていきますので、活動していただいた項目については書いていただければと思います。

それから最後に、事例ということで、これが佐賀県唐津市の分なんですけれども、日報を書き忘れないための3か条ということで、その1が、日報は日常生活の動線上に置いておくですとか、日報にはボールペンをセットしておく、その3が、何でもかんでも取りあえず書くということで、佐賀県唐津市の場合はこういった3か条をさらにして活動記録をつけていただくようにされているということで、事例としておつけしております。

ホッチキス止めとまた別に、一番最後に、今度縦書きで活動例というやつを一枚物をおつけしているんですけれども、これはすみません、私のほうが今まで皆様の活動記録簿をチェック等をさせていただいて、比較的多い項目で日頃から皆様がされているのであれば、これに該当するんじゃないかというところで想定でつくってみました。

内容からいくと、まず、農地法3条から5条のときには現場立会いをお願いをしているんですけれども、これは項目としては、この項目の1の②というのは、活動記録簿の大項目、中項目の数字になるんですけれども、1の2に該当すると。

それから、貸借の書類を受け手さんもしくは出し手さんに渡すですとか、もらったりするということは2の①の出し手、受け手の意向把握というのに該当もします。

それから、そういった書類を事務局に提出するというのも、関係機関との打合せという

ものに該当いたしますし、毎年行っている農地パトロールについては、この3の①のAの利用状況調査に該当します。

それから、これは再三、例えて言っているんですけども、御自身の圃場に行くときに、ほかの圃場、隣の圃場であったり、行く道までの間の農地の状況を見る、もしくは現地確認、これが非農地申請のときの現地確認も含むんですけども、これも3の①のイのほうに該当します。

それから、農地法の立会いとか非農地申請以外の、それから自分の圃場に行くための以外の、それ以外で何かしら現地確認を行った場合ですとか、そのために事務局と連絡を取ったり、それから、これはもう実際に農家さんから遊休農地の相談を受ける、そういったことは3の⑤のその他のほうにも該当することとなりますので。

すみません、これ以外にも、こういうこともあるっちゃけど、これやったらどの項目に該当するんだろうとかお尋ねがありましたら、事務局に問合せいただければと思っております。

この活動記録簿をつけていただくことで、実績としてどのぐらい委員さんとして活動をしていただいているというところが、これが行く行くは次年度の交付金の要求するための根拠になったりとかもしますので、今もつけていただいている活動記録簿ではあるんですけども、こちらこういった活動、今まで以上に、本当に事務局としては皆さん365日何かしらされていると考えているんですよ。

ただやはり、こういった根拠がないと、こちらとしても実績というのがないと、要求であったりとか、そういった能率給の支払いであったりとか、そういったのがどうしてもできなくなりますので、今まで以上に活動記録簿をつけていただきたいと考えております。

今、令和6年度分は冊子をお配りしているんですけども、一応、令和6年度中にタブレット端末をお一人お一人にお貸しする形で導入しようと考えております。

この活動記録簿も、タブレットの中にあるアプリといいますか、タブレットの中に入れるやつで活動記録簿もつけていけるようになりますので、いきなり紙からタブレットで入力してくださいって、いきなりのシフトチェンジするところは少し混乱もあるかもしれませんが、紙で書くよりかは選択式になる分、少し楽になるのかなというところもありますので、まずはつけていただく習慣をつけていただきたいということでお願いになるんですけども、改めて御説明をさせていただきます。

説明は以上になります。すみません、長々とすみませんでした。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

この件に関しまして、何か皆様のほうから何かございませんでしょうか。よろしいです

か。

すみません、この件以外のことで私のほうから1点、皆さんに報告がございます。

先週18日の日に五役会を開催したわけなんですけども、五役会の前に町長に意見書を提出させていただきました。町の財政等もございますので、そのまま受け入れられるわけではございませんが、毎年、農家さんのお声を聞いて、少しでも農家さんのお力になれるよう、今後も意見書を提出し続けたいと思います。

以上です。

ないようでしたら、会を閉会したいと思います。

以上で日程が全て終了しました。会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉 会 午後 14 時 17 分)

上記のとおり相違ありません

会 長 齋持 雅祥

会議録署名委員 松本隆治

会議録署名委員 濱野卓也